

ジェンダー平等 子どもの権利学ぼう 県母連が『国際女性デーの集い』開催

3月10日、島根県母親大会連絡会が「3・8国際女性デーの集い」を開催、島根大学の佐藤桃子氏を講師に「北欧のジェンダー平等と子どもの権



講演する佐藤氏と聞き入る参加者

利」という演題で参加者37名が学びました。
佐藤氏は「日本のジェンダー不平等は、特に母子家庭の貧困率の高さを生み出す、日本は『子育て罰』が根強い。日本本の再分配政策は子育て世代に機能していない。北欧諸国は『子どもの貧困は最大の権利侵害』が大前提。子どもの多い方が手当が多い。」と日本との違いを指摘しました。
また、北欧の性教育や、同性カップル、離婚や事実婚など多様な家族を取り上げたスウェーデンの教科書を紹介し、「子どもたちを性被害から守

るために、パブリックな領域で子どもたちへの教育を変え、性の多様性やジェンダー平等、幸福などを含む包括的性教育が重要」と強調。最後に「ジェンダー平等は男女の闘いではなく、家長長制から自由になろうという動きだ」と締めくくりました。
意見交換では「もともと伝統的な価値観の北欧。なぜ変わったのか」という質問に対して「子どもは社会でみるもの」という意識に変わり、デモやストライキで権利を獲得。日本は社会運動に対する拒否感が強い」と答えました。その他、デンマーク旅行の体験談や、命の安全教育を進めたい、という決意などが語られました。

(寄稿 江角聖子事務局長)

命のとりで 生活保護制度拡充を 松江生活と健康を守る会が総会

2月24日、松江生活と健康を守る会(板垣治之会長)が



「生健会」総会の様子

第53回総会を開催しました。この会は、1972年に民医連の職員、市議会議員、保健関係者、市民が中心となつて結成、基本的な権利と福祉生存権保障を求め運動してきました。
片寄ひで子事務局長が活動の報告と方針案を提案。毎年行っている生活保護行政との懇談で「生活保護のしおり」の改定を約束させたことを報告。現在のしおりは、更紙の白黒印刷でA5版と小さく、簡易な制度解説が書いてあり、

口頭での説明を念頭に置いたものです。これをA4カラー版で分かりやすく、今後の生活の指針となる内容に改訂してほしいと要望してきました。その他、国保、介護保険、後期高齢者医療制度や、就学援助制度などの現状や、社会保障改善の要求運動の取組について報告しました。
参加者から「補聴器助成制度を松江でも作ってほしい」などの意見が出されました。
来賓として松江社会保障推進協議会石田忍会長、日本共産党島根県委員会から、むらほえりこ副委員長、共産党市議団から、たちばなふみ市議が挨拶しました。

能登半島地震に学び備えを たちばなふみ市議2月議会一般質問①



たちばなふみ市議会議員

2月議会でたちばなふみ市議は4項目の質問をしました。「能登半島地震に学び備えを」の一部を紹介します。
元日に起きた石川県能登半島地方を震源とする地震はマグニチュード7・6、最大震度7を観測、県の想定を大幅に上回る被害がありました。

この想定は98年から26年間更新されておらず、県は見直している最中だったとのこと。半島という地形的特徴から、陸路、海路、空路も断絶され物資が届かないなどの場合を想定した備えや、被害想定を見直しての抜本的な対策強化が求められます。

たちばな市議は「地震は防ぐことはできないが、政治の力で被害を小さくすることはできる。能登半島地震から学び、市民の命、財産を守る松江市へ備える必要がある」として断層の連動性や防災備蓄、家屋の耐

震化など9点に渡って質しました。
能登半島地震では国が評価していない活断層が動いています。たちばな市議は「松江市が被害想定の基本とする鳥取県沖合断層(98キロ)は、宍道断層(39キロ)と同一線上にあり、連動する可能性がある」と指摘する専門家もある。この2つの断層の連動性を再評価し、これらが連動した際に起こる地震の被害想定を地域防災計画の前提条件とすべき」と質しました。
安部俊一防災部長は「国が今後、日本海側の海域活断層の位置や形状、地震の規模についての評価を速やかに進める方針を示しておりその動向を注視する」と答えました。

どこにも通わないで家庭で過ごす子どもが 不利にならない不登校支援について①

舟木けんじ市議2月議会一般質問①



舟木けんじ市議会議員

舟木けんじ市議は2月議会一般質問で①不登校支援、②教職員の働き方改革、③避難行動要支援者の避難の3つのテーマをとりあげました。今回は不登校支援を報告します。舟木市議は、「文科省の『誰

一人取り残されない学びの保障にむけた不登校対策』の具体化として、オンライン学習の試みや保護者の集い、校内教育支援センターの整備などを評価したい」としたうえで、長年不登校支援にとりくむ方からの「どこにも通わないで家庭で過ごす子どもが不利にならないための『最大限の配慮』が必要」との声を紹介。

「教育行政は学びたいと思つた時に学べる環境を整備すると同時に、学校強制にならない

い、安心して休む権利があることを教職員、当事者、保護者にも周知する義務がある」と指摘し、「自宅で過ごすことは、教育確保法3条の『多様な学習活動』の中に含まれるのか」と質しました。
成相広和副教育長は「学校に通いづらい状況にある児童・生徒が、必要な期間、自宅で過ごすエネルギーを蓄え、次の段階を踏むことは大切であると理解しており、多様な学びの一つとして捉えている。当該児童・生徒が適切なタリミングや場所での支援が受けられ、社会的自立につながる取組みを進めたい」と答弁しました。